

令和8年度十和田市地方就職学生支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、あおもり創生総合戦略及び十和田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・第2期総合戦略に基づき、東京圏内の大学を卒業し、又は大学院を修了した学生の本市への移住を伴う就職を支援するため、青森県と共同して行うあおもり移住支援事業において、東京都内に本部がある大学を卒業し、又は大学院を修了して、本市に移住した者に対し、予算の範囲内において令和8年度十和田市地方就職学生支援金（以下「学生支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、あおもり移住支援事業実施要領（平成31年4月23日青森県制定）及び十和田市補助金等の交付に関する規則（平成17年十和田市規則第66号）並びに法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県をいう。
- (2) 条件不利地域 次に掲げるいずれかの地域を含む市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市を除く。）及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村の地域をいう。
 - ア 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
 - イ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村の地域
 - ウ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島
 - エ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により指定され

た半島振興対策実施地域

オ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)

第2条第1項に規定する過疎地域

(学生支援金の交付)

第3条 市長は、次の各号に定める要件の区分に応じ、当該各号に定める要件をいずれも満たす者に対し、学生支援金を交付する。

(1) 移住等に関する要件 次のアからウまでに定める要件の区分に応じ、当該アからウまでに定める要件のいずれにも該当すること。

ア 移住元に関する要件 次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当すること。

(ア) 学生支援金の交付申請時において、大学を卒業又は大学院を修了してから1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。

(イ) 大学の卒業年度又は大学院の修了年度において、東京都内に本部がある大学又は大学院(以下「大学等」という。)の東京圏内(条件不利地域を除く。)のキャンパスに在学(原則4年以上)し、当該大学等を卒業又は修了していること。

(ウ) 大学等の卒業・修了年度において、東京圏内(条件不利地域を除く。)に継続して在住していること。

イ 移住先に関する要件 申請日から1年以上、本市に継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件 次の(ア)から(エ)までのいずれにも該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人又は外国人であつて、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有する者であること。

- (ウ) 令和8年度十和田市医療・福祉職子育て世帯移住支援金（ひとり親世帯加算を除く。）、令和8年度十和田市移住支援金又は令和8年度結婚新生活支援事業補助金（引越費用に係るものに限る。）の支給を受けた、又は受ける予定である者でないこと。
 - (エ) 学生支援金を交付することが適当でないと市長が認めた者でないこと。
- (2) 就職に関する要件 次のア及びイに定める要件の区分に応じ、当該ア及びイに定める要件のいずれにも該当すること。
- ア 就業先に関する要件 次の(ア)から(オ)までのいずれにも該当すること。
- (ア) 勤務地が青森県内に所在すること。
 - (イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。
 - (ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
 - (エ) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受ける法人を除く。）ではないこと。ただし、市長が機関を指定して対象とする場合は、この限りでない。
 - (オ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。
- イ 就業条件等に関する要件 次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当すること。
- (ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。
 - (イ) 本市を中心とした勤務を基本とする採用であること。
 - (ウ) 東京圏への勤務を前提としない採用であること。

（学生支援金の交付額）

第4条 学生支援金の交付額は、本市への移住にかかった経費（以下「移転費」という。）又は108,000円のいずれか低い額とする。

（学生支援金の交付の申請）

第5条 学生支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和8年12月28日までに令和8年度十和田市地方就職学生支援金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 本人であることを確認するために必要な書類
- (2) 住民票
- (3) 就業証明書（様式第2号）
- (4) 卒業・修了証明書
- (5) 移転費の内容及び当該移転費を支払ったことが確認できる領収書等
- (6) 東京圏内（条件不利地域を除く。）に在住していたことが確認できる書類
- (7) 誓約書（様式第3号）
- (8) 同意書（様式第4号）
- (9) 債権者登録申請書（登録済みの場合を除く。）
- (10) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、市が保有する前項第2号に規定する書類に関する情報を利用することについて、申請者の同意があったときは、当該書類の提出を省略させることができる。

（学生支援金の交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、学生支援金の交付の可否を決定し、学生支援金の交付を決定した場合にあっては学生支援金の額を確定し、令和8年度十和田市地方就職学生支援金交付決定通知書兼金額確定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（学生支援金の請求）

第7条 学生支援金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、学生支援金の請求をしようとするときは、令和8年度十和田市地方就職学生支援金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（学生支援金の返還）

第8条 市長は、学生支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる要件に該当したときは、令和8年度十和田市地方就職学生支援金返還命令書（様式第7号）により、当該各号に定める額の返還を命ずるものとする。ただし、雇用された企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があると市長が認めた場合又は県内の他の市町村に転出する場合（県内の他の市町村に転出した後、他の都道府県に転出した場合を除く。）は、この限りでない。

(1) 次のいずれかに該当する場合 交付した学生支援金の全額

ア 偽りその他不正な手段により学生支援金の交付を受けた場合

イ 就業日から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合（ただし、退職日から3か月以内に要件を満たす別の企業に就業する場合を除く。）

ウ 転入日から1年未満で市外に転出した場合（ただし、住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から1年以内に市外に転出した場合。）

（学生支援金の返還免除）

第9条 学生支援金の交付を受けた者は、前条ただし書に規定するやむを得ない事業により学生支援金の返還の免除を申請しようとするときは、令和8年度十和田市地方就職学生支援金返還免除申請書（様式第8号）に、返還免除理由を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、学生支援金の返還免除の可否を決定し、令和8年度十和田市地方就職学生支援金返還免除承認（不承認）通知書（様式第9号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（報告及び現地調査等）

第10条 市長は、必要があると認めるときは、学生支援金の交付決定者等に報告を求め、又は現地調査等を行うことができる。

（居住の確認）

第11条 市長は、学生支援金の交付決定者の同意を得て、住民基本台帳による居

住の確認をすることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月23日から施行する。